

都城市女性活躍促進事業業務委託についての基本方針

1 業務の概要

(1) 目的

令和3年度の市民意識調査では、女性の就業率は高い一方で、非正規雇用の割合が高く、結婚・出産・育児に伴う離職・再就職（M字カーブ）も依然として課題となっている。

このため、女性が継続して働き、また再就職できる環境づくりや、多様な働き方の支援が必要となっている。さらに、価値観や働き方が多様化する中で、本事業には創造性や専門性を活かした実効性の高い取組が必要である。

本事業は、子育て世代を中心とした、働く意欲を持つ女性の能力を十分に発揮できるよう、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を考える機会を提供し、その実現のための技術の習得、スキルアップの支援を行うことで、女性の所得向上や職業生活における活躍を図ることを目的とする。

なお、本事業は、本市の女性が活躍する場を継続的に創出するため、セミナー等への参加だけを目的とするものでなく、本業務と、提案者による自社事業（本業務以外）との相乗効果により地域に根ざした女性活躍の場の形成を図るものである。

(2) 内容

【別紙1】「都城市女性活躍促進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 提案上限額

3,294,720円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

(5) 支払方法

支払方法は、完了払とする。

2 プロポーザル方式を採用する理由

本事業の目的を達成するためには、起業や就業につながる効果的なセミナー等の企画・運営が重要であり、その内容は価格のみで評価できるものではない。

このことから、提案内容や実施体制、専門性等を総合的に評価できるプロポーザル方式を採用するものである。

3 選定方法

県内に事業所を有し、かつ、市内に活動拠点を有するか、受託後に活動拠点を設置予定であり、本事業の実施に当たって、関係機関との連携体制が確保できる者を対象とし、公募型プロポーザル方式による選定を行う。詳細な参加資格要件については都城市女性活躍促進事業業務委託実施要領に定めるものとする。

4 期待できる効果

限られた事業費を最大限に有効活用し、本事業の目的にあったセミナー及び講座等の開催から起業・就業まで、多様な女性の働き方を促進するため、提案書の内容と能力を評価し、提案価格の評価と合わせた総合評価により、業務の履行に最も適した事業者を選定できる。

5 実施スケジュール（予定）

内 容	日 程
選考委員会発足	令和8年5月11日（月）
公告日	令和8年5月25日（月）
質疑の受付	令和8年5月25日（月）から6月4日（木）まで
参加表明書の受付	令和8年5月25日（月）から6月15日（月）まで
質疑への回答	令和8年5月25日（月）から6月15日（月）まで随時
参加資格要件の確認結果・通知	令和8年6月15日（月）から6月30日（火）まで
技術提案書提出要請等の送付	令和8年6月30日（火）
技術提案書の受付期間	令和8年6月30日（火）から7月13日（月）まで
プレゼンテーション等の実施	令和8年7月28日（火）（予定）
優先交渉権者の選定	令和8年7月28日（火）から7月31日（金）まで（予定）
優先交渉権者の通知	令和8年7月31日（金）（予定）
契約締結日	令和8年8月上旬（予定）

※実施スケジュールは予定であるため、変更する可能性があります。

6 審査方法等

選定委員会は、市の関係部課の5名（商工部長、商工政策課長、総合政策課長、地域振興課長、こども政策課長）により組織する。

選定委員会は、提案者から提出された技術提案書について、業務に対する理解度、実施体制、取組意欲、課題解決方法、提案価格等について審査を行い、最適な技術力、経験等をもつ者を優先交渉者に選定する。